

令和6年第4回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和6年6月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時59分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	欠	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企 画 課 長	稲 田 欽 也	会計管理者・財政課長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	妹 尾 一 正
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	稲 田 由 紀 子	建 設 課 参 事	黒 瀬 純 一
病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆	介護老人保健施設事務長	小 出 優 子
総務防災課長代理	立 川 人 士	財 政 課 主 幹	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 11番, 9番, 8番, 5番, 7番



午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 11番、9番、8番、5番、7番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は5名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、11番川上淳司君、お願いします。11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** それでは、失礼いたします。議席11番の川上淳司でございます。通告により、質問いたします。

まず、質問といたしましては、各地区用水路を防災の観点から考える時、用水路は重要だと考えます。現在、用水路の修理はそれぞれの水利組合によって修繕されることとなっておりますが、各水利組合においては、修繕する費用がないと聞きます。このことから、災害に強いまちを目指すのであれば、災害対策費としての用水路改修費用の捻出を行うべきだと思いますが、町としてのお考えをお示しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 11番川上議員の防災対策として各地区用水路の改修について、建設課よりお答えをさせていただきます。

本町では町内全域に多数の農業用水路がございます。各地区の用水組合や改良区、多面的機能支払交付の活動組織などの各種団体の皆様の御尽力によりまして、草刈りや清掃、修繕などを実施し適切に管理していただいているところでございます。また、用水路に限らず農業施設の災害対策は非常に重要な案件と認識をしております。

御質問の用水路の修繕につきましては、御要望の内容により、国、県、本町の各種事業の適切な選定により地元負担金の出来るだけ少ない事業を御紹介させていただき、事業を進めております。しかしながら、国、県、町のいずれの事業も用水の主な利用用途が農業目的となっているため、条例により一定の地元負担をお願いしているところでございます。

最近の状況といたしまして、農業施設の事業に関しましては、毎年改定や新設などが行われており、事業によっては、ため池廃止事業のように地元負担金不要で事業実施できる場合もございます。

また、山岡町長が令和4年度に岡山県代表として国に対し事業要望された、ため池分部改修の案件が翌年から事業化されるなど国も各地域の状況に則した事業展開を行っております。

町といたしましては、今後も国、県への要望活動を活発に行うとともに各種事業の情報収集を的確に行い、制度内容の把握、採択時期や財源なども上手く活用しながら農業従事者の負担軽減に努めてまいりますので御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** ありがとうございます。本当に町長の御尽力があったということをお伺いして、少し安心しましたし、これからの災害が少しでも少なくなればなということをお伺いしております。

ですが、現状の問題としましては、まだ不足している部分があると思いますので、災害はいつ起こっても不思議でない状況で、あるべきものができないということもあるので、そういうことも少し考えていただきたいと思ひますし、最近では農業をする方が、若者がしなくなっているし離農者が多いので、そういうことも問題だと考えておりますので、なるべく費用負担の少ない公金をお願いしたいと思ひます。

そしてまた、備えあれば憂いなしの言葉どおり、できることを少しでもやっていただいて解消していくことが、災害対策だと考えております。ですから、少しずつでいいので、災害を起こしそうな農業施設の対策をお願いしたいが、いかがでしょうか？

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 11番川上議員の再質問について、建設課よりお答えさせていただきます。

災害が起こりそうな農業施設の対策についてでございますが、国では、農業用施設の災害対策の柱として、ため池の防災対策について重点的に取り組んでおります。

本町でも、防災重点ため池を対象としたため池の廃止、ため池ハザードマップの作成、ため池の改修等に町民の皆様の御理解、御協力を賜りながら、官民を挙げて取り組んでおり、その取組は、岡山県においてもトップランナーであると、関係者から高い評価をいただいております。引き続き、国、県の施策に沿いながら、防災重点ため池の対応には積極的に取り組んでまいりますので、関係者の皆様方の御支援を引き続きお願いいたします。

また、新たな農業用施設の防災対策として、本年度より、湛水防除施設の能力検証を計画しております。町では、各農業施設の排水機場施設をため池に次ぐ重要な農業用防災施設と位置付けており、各排水機場の計画時から40数年が経過し、宅地化などによる立地条件の変化、昨今の降雨状況を勘案し、現在の施設が適切な能力を有しているのか否かを検証し、今後の改修計画の基礎資料とするためのものがございます。

今年度は東三成、里山田、福万の各排水機場の検証を予定しており、来年度以降も随時実施をしております。

今後も農業用施設の防災事業につきましては、国、県の政策情報等を積極的に取り入れ、矢掛町の農業施設に適した施策を実施してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** ありがとうございます。

私が以前から質問させていただいているように湛水防除の施設の要するに能力アップをお願いしていたんですけど、排水機場に上がるということの御説明、本当に満足しておりますし、今後災害がいつ起こるかわからない、そういう状況でそれぞれそれなりの対策を打っていただいているというのはよくわかりましたので、このたびはこの質問を終わりたいと思ひます。

また皆さんが安心して暮らせるまちの一步として、いろんな部分で建設課のお取組を期待しておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、小中高一貫校で前回質問を行いました、はっきりしないままの質問に終わったように思います。

一つ前に返りまして、今度は矢掛で対応できる小中高一貫校の考えについて、お伺いしたいと思います。

併せまして、小北中学校の解散及び複式学級が町内小学校にどの程度あるのかをこの際、お伺いしたいと思いますので、併せて質問させていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 11番川上議員の御質問、小中高一貫校について、お答えをいたします。

まず、小中高一貫教育制度について、文部科学省の手引きを基に説明をさせていただきます。小中高一貫教育には2つの制度がございます。小中連携教育と小中高一貫教育でございます。

小中連携教育とは、小・中学校段階の教員が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育でございます。

小中高一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育でございます。

矢掛町ではこのうち、小中連携教育という形態をとっており、町内の教育機関——各学校が連携し、生活や学習規律等について一貫した指導を行っております。そのほか、交流活動、合同授業、小中教員の合同研修など小・中学校の連携を深め図っております。

小中高一貫教育については、国においては、平成27年6月の通常国会で、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日に施行されました。このような制度改正によって、小中高一貫教育の取組を継続的、安定的に実施できる制度が整備されたものと考えております。

小中高一貫教育を取り組む場合には、必ずしも義務教育学校や施設一体型の小中高一貫校を目指そうとする必要はありません。施設を一つにするか分けるかについても、小中高一貫教育に取り組む小学校が地域のコミュニティの核として欠かせない存在となっている場合など、慎重な判断が求められる場合があることが想定されます。

いずれにせよ、それぞれの特性を踏まえた上で、具体的に実現したい小中高一貫教育のイメージを持ちながら、丁寧に検討することが必要です。

矢掛町においては、小中高一貫校、義務教育学校を進めるためには、まず小学校の統廃合が課題となっておりまゝです。令和2年度には矢掛町教育総合審議会へ、矢掛町の将来を見据えた小・中学校のあり方について諮問し、令和3年3月18日に答申を受けております。

この審議会の提言では、現状、各小学校において児童1人ひとりへのきめ細やかな指導など、小規模校のメリットを生かした教育が実践されていること、また、全校にコミュニティスクール学校運営協議会が設置され、学校と地域のより良い連携が図られており、地域ぐるみの教育・子育てが良好に実施されていることなどにより、現行の各地区1校の体制を維持することとされています。

児童数の更なる減少により、町内各小学校の教育環境の公平性が著しく損なわれる状況となった場合には、学校の統廃合の検討も必要になってくると考えられますが、現時点では令和3年3月18日の答申により、現行の体制を維持したいと考えております。

次に、複式学級についてですが、令和6年度矢掛町内で複式学級が存在するのは、美川小学校のみで

す。美川小学校は1・2年で1学級、3・4年で1学級、5・6年で1学級となっております。

少子化により、児童生徒数は減少傾向にあります。それぞれの学校で特色のある教育がなされております。

また、小北中学校につきましては、小田地区の皆さんの御意見をしっかりと聞きしなさいといけなさいと考えております。昨年11月に実施した小田地区の地域座談会において、小北中学校の存続についての御質問がございました。地域の方の御意見や、実際に小北中学校へ通学している生徒の保護者の方の御意見を伺うため、アンケート調査を実施すべく準備を進めてまいります。年内には実施したいと考えております。

前回アンケートを実施したのは平成26年1月に小田地区の全世帯を対象に、また平成27年12月には小田地区の小学6年生までの子どもがおられる世帯を対象に実施してまいりました。

平成26年のアンケートでは、中学生以下の子どもがいない世帯では矢掛町中学校への就学を選択する世帯の割合が高く、中学生以下の子どもがおられる世帯では小北中学校への就学を選択する世帯の割合が高いという結果がございました。平成27年の子どもがいる世帯へのアンケートでも小北中学校を選択する割合が高い結果となっております。

アンケート実施から約10年経過しておりますので、現時点での地域の方々、子育て世代の方々の思いやお考えについて調査をさせていただきたいと考えております。

小北中学校のあり方については、地域の方々の御意見を踏まえ、しっかりと研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** はい。御回答よくわかりました。基本的には、今年は美川小学校のみの複式学級だということ。しかしながら、来年は中川小学校も複式に戻るよねっていうのも聞いておりますし、今の現状は確かにそうかもしれませんが、こういうふうな現状が今あるっていうのは、町民の皆さん知っとかないといけんことだと思います。

本当にそれによって子どもたちが幸せな生活を送れるのかどうか。そういうことも、この場で何回も言いますが、全然変わってきてない。教育長替わられたんで、当然御回答も変わってくるかなと思ったら、平成26年、27年のアンケートを出されてここで終わりとなる。

だけど、本当言うと今の状態、今の時代、それに合ったそういったようなやり方をやっていかないと、今の現状では何も進んでいないと思いますし、また合同授業も今までやられている中で、必ず子どもたちが言うのが「小田の小学校の子と仲良くなったけど、矢掛に来んのか」っていうのはいつも言ってくる感想だと思っておりますし、やっぱりそこらへんはもう少し耳を傾けていただきたいなと思っております。

基本的に質問してる中で、本当に変わらなさいいけんのかなんじやないかなと思うのがその部分であって、複式がどこまで続くのかっていうのも本当に不安にならないのかなと思っておりますし、もう一つ考えると、小北中学校の問題です。

小北中学校もここで市長が替わられたんでどういうふうに変っていくかわかりませんが、笠岡がやめたって言ってしまえば、解散だって言われれば、矢掛は従うしかない。どうしても残すんだって言うても残せないっていう現状まで来てるんで、本当に考えられてるのかなっていうか、やっぱり一番は

子どもたちのためにやることがどこまでなかなっていうふうなのがはっきりしてない。

教育課のスタンスってそれだけのもんじゃないだろうなと私は思ってますけど、もう少し踏み込んだ考え方を示していただきたいと思うんですけど、再度質問させていただいてよろしいですか。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 川上議員からの御質問によりまして、今の子どもたちの実態、人口減少、そういう実態を踏まえて、より良い教育環境を整えるということについては十分承知をしております。

今後も保護者の皆様の御意見、地域の方々の御意見を把握しながら適切な対応を取っていきたいと考えております。

**○議長（浅野 毅君）** 11番。

**○11番（川上淳司君）** はい。本当に教育長にここで頭を下げてもらおうと思って言ってるわけではないんですけど、やっぱり教育自体がみんなで考えていかなきゃいけない。矢掛町自体も考えていかなきゃいけない。これから先、本当に子どもたちがどういうふうな方向を向いて行かすのか。やっぱりそれは、私達大人が決めていく部分だと思っておりますので、その部分は、やっぱりもう少し考えていただきたいなと思いますし、以前も言いましたけど、矢掛高校の厳しい状況なんか全てを把握した部分であったら、やっぱりこういうふうな状況、早めに何とか手を打つのは矢掛のスタンスだと思っております。

ですから、町長もお考えになっていただいて、この質問に至った危機感を感じていただきたい。

それから、このまちが岡山で一番の教育の場になるように、ひとつ少しでも進んでいっていただきたいと思って、この御質問をさせていただきましたので、今後とも何回もやるかもしれませんが、やっぱり前向きな発想と前向きな考えをここで示していただきたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、9番花川大志君、お願いします。9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川です。通告に従い、早速質問を始めます。

質問事項は3点。いずれも我々町民にとって身近な住環境の整理及び暮らしの空間における衛生環境の保全に関する内容について通告をしております。順を追ってそれぞれ進めさせていただきますので、わかりやすく明快な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず1点目は、いま、全国の自治体の懸案となっている空き家問題、国の空き家法改正に準拠した本町の空き家等の適切な管理に関する条例改正の運用概要についての質問です。

人口減少及び都市部への一極集中などなど、さまざまな社会の変化に起因する地方自治体の課題の一つとして、近年この空き家問題がクローズアップされています。

ここ数年のうちに国においても法の整備・改正が行われ、本町でも関連条例の制定改正が行われてきたわけであります。

総務省の発表によれば、全国の空き家は、住宅全体の13.8パーセント、戸数にして約900万戸に達し、過去最多となった旨発表されました。

本町においても昨年、令和5年10月から12月にかけて、町内各地区ごとに実施した空き家実態調査の結果、総件数1万3,505件のうち、ランクごとに選別された1,021件の空き家が対象物件となるなど、割合としては全国の数値より低いものの、全体の7.6パーセントがこれから何らかの対応が必要となる物件であることが、本年第1回3月定例会に提出された条例改正案の説明資料として議会にも報告され

ました。

そのような状況下にあつて、この条例改正の趣旨は、管理不全空き家という段階カテゴリーを設定し、早期に適切な措置を講じることで、特定空き家に至る前の段階でこれを抑制し、適正な不動産の更新等を進めるというものでありました。

この一連の流れは、地域の住環境や衛生環境に悪影響を及ぼし兼ねない状況の放置を回避しつつ、住みやすいまちづくりを推進していただきたいという町民の願いにかなうものと推察しますが、これを実現するための対処対策については、さまざまなハードルがあり、行政としては今後これをどのように進めていくのか。

まずは、空き家法の改正の主な内容と管理不全空き家について、その運用概要を問いますので、御答弁をお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番花川議員の国の空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を含めた管理不全空き家等の運用概要について、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法でございますが、平成26年に公布され、平成27年2月26日に施行されたもので、その目的は、空き家法制定時では、まず1つ目といたしまして、増加傾向にある空き家、特に周辺に悪影響をもたらすものを規制することで、空き家の適正管理を促進すること。2つ目といたしまして、空き家の活用促進について明記し、空き家数を減少させること。3つ目といたしまして、行政代執行を明記し、空き家に対する市町村の権限を明文化すること。4つ目といたしまして、空き家対策により公共の福祉の増進と地域の促進に寄与することとされております。

令和5年12月13日に施行された改正空き家法では、先ほど述べました4点に加え、更なる対策として、1つ目、依然増加傾向にある空き家に対し、適正管理の規制を強化することで特定空き家等になる前の空き家、管理不全空き家等の適正管理を促進すること。2つ目といたしまして、空き家の活用上、障害となっている規制を一部緩和することで空き家の活用を促進すること。3つ目といたしまして、外部団体——NPOや専門家団体等でございますが、支援法人として指定することで、市町村の体制強化をすることが可能となることの3点が、主に改正された内容でございます。

先の3月議会では、この改正空き家法に準じながら、本町に有益な施策を条例改正として上程させていただきます。

特に、御質問の管理不全空き家等とは、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等であり、町はその所有者等に対し、空き家法や条例の規定に基づき、指導勧告を行うことで適正に管理していただき、空き家対策を推進するものでございます。なお、勧告された管理不全空き家等は特定空き家等と同様に税の住宅用地特例の適用除外となります。

町民の皆様には、今後も空き家等の適正な管理はもちろんのこと、空き家にしない対策を実施していただくことを合わせてお願いいたしますので、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番花川君。

**○9番（花川大志君）** はい。空き家法の概要、管理不全空き家に関する解説とともに我々町民には、空き家にしない対策の実施及び対象となる状況にある所有者には、適正な管理をとる要請でありました。

これは、重要なことと感じます。

そのための第一段階としては、我々町民をはじめ、家屋等の所有者がこの制度の概要を知ることが大変重要と考えるわけですが、これはなかなか分かりにくい。そもそも、御高齢者は情報そのものが届かないかもしれません。

空き家の所有者や対象物件となる可能性の高い状況にある相続人に対しては、法制度並びに本町の条例改正の内容を速やかに認識していただき、余裕を持った対処対策を促進することが、法の趣旨にかなうのではないかと推察しますので、改めて次の点を伺います。

まず、空き家法制定の目的として挙げられた項目のうち、行政代執行の明記と空き家に対する市町村の権限の明文化、また、昨年12月の法改正に沿い、増加傾向にある空き家に対し、適正管理の規制を強化するとのことでしたが、その内容はこういったものなのか。また、規制については罰則を伴うものなのか、否か。さらに、管理不全空き家に指定される要素とは、どのような状況にある家屋等がこれに該当するのか。

以上の点を再質問として、担当課に伺います。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番花川議員の再質問、行政代執行の明記と空き家に対する市町村の権限の明文化及び増加傾向にある空き家に対し適正管理の規制を強化することについて、御説明いたします。

まず、行政代執行についてでございますが、空き家法制定以前では、空き家の除却に関する行政代執行は建築基準法を根拠に、特定行政庁——本町の場合、岡山県でございますけれども、が行うこととされておりましたが、さまざまな理由、前例がないでありますとか費用回収が見込めないなどの理由により、その実効性には疑問がございました。

空き家法では行政代執行について、特定空き家等に対し法で定められた手順を踏むことで、市町村でも実施できることと規定されました。

本町におきましても、空き家法の規定に基づき、令和2年度に略式代執行を実施いたしております。

次に、適正管理の規制強化についてでございますが、通常の空き家と特定空き家等との中間に位置する管理不全空き家等を新たに規定しております。

管理不全空き家等とはそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると町が認めた空き家等でございます。

町は、国の定めた管理不全空き家等及び特定空き家等に係るガイドラインと岡山県空き家等対策推進協議会の定めた管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置等の手引に従い、空き家等が管理不全空き家等に該当するか否かを判定させていただいております。

具体的な判定基準の項目を掲げますと、下屋等の建築物の一部の傾斜、屋根の変形、屋根端部の剥落、構造部材の破損・腐朽、外壁の剥落・欠損などがあり、それぞれに点数を付け、総合的に判定しております。

なお、罰則につきましては、空き家法では特定空き家等について法第22条第3項の規定による町からの改善命令に従わない場合は、所有者又は相続人全員に50万円以下の過料が科せられる場合があります。

また、罰則ではございませんが、屋根や外壁の落下により第三者に損害が発生した場合や、容易に侵入できる状態で放置された空き家が放火され周辺に延焼した場合などにつきましても、その過失の状況

により損害賠償責任が発生する可能性があることを申し添えさせていただきます。答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 空き家法における市町村の権限については、定めの実効性を高めるため、町が主体的に権限を行使でき、行政代執行もこれに該当するとのことであります。また、管理不全空き家、特定空き家については、町自体が判定基準に即してこれに該当するか否かを判定するとのこと。今まで以上に空き家問題の適正対処は飛躍的な加速が予測されます。その上で、建設課長には、屋根の変形とか外壁の剥落など、具体的な判定基準項目の一例を開示していただいたので、我々町民としては、空き家を管理する上で、留意点や着眼点が理解でき、こういった基準・目安の開示は今後、町民にとって大変重要な要素であろうと推察いたします。

御答弁によると、基準に即した管理が停滞すれば、場合によっては改善命令が発せられ、これに従わなければ、所有者あるいは相続人全員に罰則として過料が科せられるほか、物件に係る事故が発生した場合は損害賠償責任が発生するなど、所有者責任は今後大きく増すわけですから、我々町民は所有する空き家の管理については、知らなかったでは済まされない状況に陥ることが予測されるわけであります。

本来は、関係する法令及び矢掛町の条例については、我々町民が主体的にその内容を含めた情報を取り込まなくてはならないわけですが、これはなかなか対象者全体が同じようにとはいかないことが想定されるので、行政としてしっかりと周知徹底を図っていただきたい。このことを要望いたします。

現状に目を向けますと、住居実態の無い空き家が放置され解体が進まないのは、物件の規模や作業の複雑さなどの理由で、費用は変動しますが例外なくその解体には100万円単位の負担が生じること。また、更地にした場合は、固定資産税が数倍上がるといったことが理由として挙げられ、このことが不動産の更新を停滞させている実情があります。

そこで、空き家問題解決の根本対策の一つとして、家屋の解体整理費用に対する町としての補助の有無を問います。罰則を伴った法整備と、それを推進する条例改正がなされた今、総括的な空き家対策に関する所有者の義務についての周知への方針、また、管理不全空き家、特定空き家という段階ごとの補助金制度について、担当課に答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番花川議員の再々質問、本町の条例改正に準じて総括的な空き家対策に関する所有者の義務についての周知徹底と補助金制度の有無について、お答えさせていただきます。

まず、所有者の義務についてでございますが、空き家法第5条及び町の空き家等の適切な管理に関する条例第4条に所有者の責務として、空き家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならないと規定されております。

そこで、町では空き家を適切な状態で管理するために、空き家管理チェックリストなるものを作成しております。建設課のほうで町民の皆様にお配りすることができます。今後も必要に応じて、空き家等の問題解決に向け、広報等でも周知していきたいと考えております。

また、遠方に居住しているなど空き家を適切な状態で管理することが困難な方におかれましては、民間事業者などの空き家管理サービスの御利用を御考慮していただければと存じます。

次に、管理不全空き家等、特定空き家等という段階ごとの補助金の制度の有無について回答させていただきます。

いずれの補助事業も採択条件として、町からの空き家対策に対する勧告を受ける前に実施していただく必要があります。

まず、特定空き家等に対する補助制度でございますが、平成29年4月1日より施行しておりまして、特定空き家等として指定された空き家等の除却事業に対し、事業費の2分の1、上限50万円で補助金を交付するものでございます。

次に、管理不全空き家等に対する補助制度でございますが、こちらは、令和6年4月1日より施行しており、空き家法の改正に伴い、新たに管理不全空き家等が規定され、そのまま放置すれば特定空き家等となる恐れのある状態にある空き家等に対し、その空き家等の除却又は改修に係る事業費の2分の1、上限50万円で補助金を交付する事業でございます。これまでよりも早い段階で、空き家等から生じる諸問題を解決するため新設した事業でございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 空き家等の所有者は適切な管理に努めなければならないという義務が法で定められたこと。また、採択条件はあるものの、町として補助制度があることがわかったことは幸いでありました。

実は数年前、川面地区で発生した民家火災による廃屋が、所有者の特殊な事情により全く管理がなされず空き家となり、雑木の繁茂や建屋の剥落など近隣住民の悲痛な訴えが継続的にあったにも関わらず、何ら打つ手が無かったのですが、矢掛町空き家等の適切な管理に関する条例の一部改正が本年3月定例会で議決されたのを契機に、5月7日付で管理不全土地建物管理制度の適用による処分をお願いする要望書を提出できました。これは、東川面自治会、また近隣町内会の会長さん連名で提出したわけでございます。

こういった事例は、まだまだ町内に潜在的にあるのではないかと推察しますが、一連の法と条例改正により、場合によっては空き家所有者及び法定相続人と空き家の放置によって生活環境に著しい不利益を被っている方々の双方が救われることにもなるかと推察しますので、関連する法・条例の概要をしっかりと我々町民に情報開示していただき、空き家問題が少しずつでも改善され、大きく顕在化しないよう、行政当局にはまちづくりの舵取りをお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、愛護動物のふん尿処理など飼育に関する衛生的な環境保全と清潔で快適なまちづくりについて、質問を行います。

犬や猫など、愛護動物に心癒やされている方は大変多く、ペットという枠を超えて家族の一員という存在になるほど、その関係性は非常に近いわけであります。

その一方で、近年社会問題になっている多頭飼育崩壊、つまり、無秩序な飼い方によって、犬や猫が適正な管理ができないほど繁殖してしまい、野放し状態に陥る事例が本町内でも発生しています。その結果、家や猫のふん尿放置や昼夜を問わない鳴き声などで近隣に不衛生かつ生活環境に悪影響を及ぼす状況が発生し、苦痛を訴える方も少なくないわけであります。

地域コミュニティの融和を考えると声にし辛いとお声も町民からお聞きする中で、これは表面化せず、飼い猫でもなく野良猫でもないような現状に責任の所在はどこの誰にあるのかわからず、訴えよう

がないとのことであります。

一部のマナー違反者やモラルの欠如した人たちの行為が、正しくルールを守り、適正な管理を行っておられる飼い主に対しては、これは違った意味で精神的苦痛を与えており、こういった状況は我がまちが住みやすいまちとは言えず、困っている方々、地域限定の問題として看過せず、そろそろ全町的な対処が必要ではないかと考えます。

そこでまず、本件に対する我がまちの実態について、担当課の把握している実情と今取り組まれている対策の現状について、答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 9番花川議員からの御質問、愛護動物のふん尿等の処理対策について、町民課からお答えいたします。

花川議員の御指摘のとおり、矢掛町内におきましても犬猫の多頭飼育やふん尿被害の相談は寄せられています。

昨年度——令和5年度の犬猫に関する相談は、多頭飼育による近隣住民からの相談が2件、野良犬の徘徊が2件、ふんの被害による相談や看板等の配付が8件ありました。

それぞれのケースにより動物愛護センターや警察、社会福祉協議会などとも連携しながら対応をしています。

ふんの被害については、道路上に放置されている犬のふんの傍にイエローカードを置いて注意喚起を促すイエローカード作戦や啓発看板の交付により、原因者への意識啓発を行っております。

また、犬と猫でも法律上、対応が異なります。犬の場合は、狂犬病予防法により登録制度、予防注射の義務付けがあり、野良犬は捕獲した場合は動物愛護センターへ引き渡すことができますが、猫については、登録制度等はなく、野良猫を捕獲することもできないのが実態であります。

町民課としましては、事例が発生した場合には、動物愛護と飼い主のモラルや地域住民との共生に向けて、動物愛護センターとも連携を図りながら、指導、支援を行っております。

また、飼育放棄や野良猫への無責任なエサやりなどの発生を抑えるため、動物に関わる人間のマナー意識の向上を広報紙等でも啓発を続けていきたいと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 愛護動物のふん尿放置の実態と担当課の取組の現状は理解できました。また、さまざまな問題の改善対策も評価できるものであります。

各地域の住民からの苦情の申告件数は、もしかしたら氷山の一角かもしれませんし、あくまで実態は現在の状況ですので、常に衛生的な生活環境の保全保持を考えますと、やはりここは根本的な対処が必要であろうと思うわけであります。

特に担当課長の御答弁にもありましたとおり、猫については登録制度の無いこと、動物の愛護及び管理に関する法律により、みだりに捕獲、駆除はできません。

前段申し上げました、モラルを持ち適正な飼育管理を行っている方の精神的苦痛はここにありまして、特に猫については、望まれない形で無秩序に出生した猫の末路に対するこれは愛護感情なのであります。

こういった方々は、今、ボランティアで細々と野良猫の避妊去勢手術を自費で行われています。オスとメスで費用が異なりますが、いずれも数千円から一万数千円かかります。

迷惑は地域住民があまねく受けるのに、その対処については一部の愛護意識のある人が請け負うというのは少し不平等な感が否めません。ボランティアの方々が好きでやっていると言われればそれまでですが、多頭飼育崩壊をさせている人、そして、迷惑を被っている近隣住民、その対処に取り組んでいる人、これはいずれも同じ矢掛町民であるわけです。こういった現状を見ますと、ここに公費負担を行う合理性は十分あると私は考えます。

そこで、この問題に関する根本的な対処についてですが、本当の意味での動物愛護、特に猫に対して、避妊去勢手術実施への補助。さらに、多頭飼育崩壊に対する苦情の受け皿として、これに取り組むボランティア団体を町民主体で立ち上げ、業務委託契約を結び、助成金を交付して町内の衛生的な生活環境の保全事業施策に取り組む時期が来ているのではないかと考えますが、担当課としての見解を再質問として伺います。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 9番花川議員の再質問について、町民課からお答えいたします。

繁殖抑制を行うための避妊去勢手術に係る経費の補助金交付の御提案でございます。

飼い主のいない猫につきましては、動物愛護法の関係もあり、捕獲や処分が困難ですので、地域住民団体等による一定の保護管理下で数を増やさない取組を推進するのが、現状でできる対策と考えられます。

根本原因となる繁殖抑制につきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術という手段があり、補助要綱を制定し不妊去勢手術費用の補助を実施している自治体が、現在県内では5市町あります。補助財源をクラウドファンディングによるなど苦慮しているようです。

また、事業の実施には、手術後、地域住民団体等による一定の保護管理下に置くか、屋内飼育してくださる方への譲渡に努めるなど、地域の協力と御負担が伴う事となりますので、先進自治体の事例を参考に研究していきたいと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（傍聴席から拍手）

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 繁殖抑制など真の意味での愛護活動の提案については、県内の他の市町の実例も参考にぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、担当課長の御答弁にもあるように、財源をどうするかということに関しては、私も議会の一員ですから、軽々と言うつもりは毛頭ありません。その中で、担当課長からクラウドファンディングという文言が出ましたことは、これは、あらゆる手段を排除しないというお気持ちの表れと受け取ることができ、これには感謝するとともに期待をいたします。

ふるさと納税を財源とするなど、まちづくりへの原資として広く社会へ訴えれば、共感し、投資してくださる方があるのではないかと推察いたしますので、担当課長御賢察の陽報をもって住みよいまちづくりへの補助事業を企画いただくよう強くお願い申し上げます、この質問を終わります。

（傍聴席から拍手）

**○9番（花川大志君）** 続いて、法律で原則禁止の野焼きについて、自治体行政として住みよいまちづくりを進める上で、できる範疇の取組について質問を行います。

野焼きの実態と例外の内容が正しい情報として共有されていないからか、多少、地域コミュニティに支障を来している現状があります。

煙のまん延で洗濯物を外に干せないとか喘息などの疾病をお持ちの方々の住環境に及ぼす課題，さらに，ダイオキシンなど健康被害への懸念など，町民からさまざまなお声が届いています。これは担当課へも同じ状況があるものと推察いたします。

まず，相互理解を深めるため，改めて法に適合しない野焼きに関する法律の解説及び担当課としての対処対応方針などを含め，まずその見解を伺います。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 9番花川議員の御質問，野焼きに対する行政の取組等について，町民課からお答えいたします。

まず，廃棄物の野外焼却は，ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から，平成13年4月，廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により，例外を除き全面的に禁止となりました。また，平成14年から一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用が禁止されました。

野外焼却禁止の例外として，法律で定められた基準に適合した焼却炉での焼却，農業，林業又は漁業を営むために止むを得ないものとして行われる焼却，どんど焼きのような社会習慣や宗教上の行事を行うために必要な焼却などが認められています。

しかしながら，むやみに焼却していいというわけではありません。

野焼きを実施する場合には，近隣の人の生活環境に支障を来すことのないよう，天候や風向きなどの気象条件，時間帯や焼却量など十分に配慮して実施していただきますようお願いいたします。なお，野焼きに関する町の対応の現状としましては，日頃の環境巡視員による環境パトロールにより，違法な野焼きがないかの監視活動を行うとともに，適宜，広報やかげ等による周知，啓発を実施しています。

最近では，広報やかげの昨年12月号に野焼きについて掲載し，周知したところでございます。また，通報があれば現地確認を行い，違法性があると判断される場合については，警察署や消防署とも連携を取りながら対処することとしております。

令和5年度中に野焼きの通報等により，町民課で対応した件数は7件で，そのうち2件は違法性のある案件として，警察署や消防署，岡山県とも連携を取って対応をいたしました。

農業が基幹産業である矢掛町では，昔からの慣例，風習としての野焼きがあり，全てを規制することは生活習慣上できませんが，近隣トラブルとならないよう配慮して実施していただくよう，町といたしましても今後も広報活動をしていきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 環境巡視員のパトロール等担当課としてできる範囲での取組は大変評価できますが，恒常的に常にですね，町内全域かつ終日の実施には自ずと限界があり，これら監視活動や啓発活動については一定の効果は期待できるものの，多少見解は分かれるところでもあります。

一方，担当課長の御答弁どおり，農家の方々が先祖代々受け継がれてきた耕作地維持のための慣習ややり方，つまり既得性ともいべき農地の保全管理の在り方については，法もこれを例外措置として認めていることに鑑みれば，これはやはり広く町民に野焼きに対して一定の理解を得るよう認知を図るのもまた，基礎自治体の役割ではないかと考えます。

この観点からすれば，国土を守っておられる農家の方々に寄り添い理解を示す必要性は，我がまちの基幹産業を守るという意味でも必要不可欠と考えます。

ただ、近年の農業後継者の不在、平地のまとまった土地が確保できるなどの事由から、地権者からの申出もある中で、田園地帯の中、つまり、野焼きが行われる環境に町の土地開発公社が宅地分譲地醸成を進めてきた経緯から、子育て世帯を中心にさまざまな意見が出ている現状があるわけです。

ただし、この土地開発公社の事業自体は、町内への定住化施策として町民から高い評価を受けており、団地の住民には一定の理解を示す方も多数おられます。

問題は、野焼きの例外として認められていないもの、例えばビニール類、ペットボトルなどが草と一緒に焼かれている例があり、実際焼却している現場で警察立会いの元確認された実例もあります。

こういった違法行為は、本来は農家と地域住民それぞれの相互理解の中で共存できるはずの関係性を複雑にしており、お互いに相手を思いやる融和な地域づくりを阻害するものとして、行政的にも根本的な対処が必要なのではないのでしょうか。

今回、一般質問を行うことで広く町民の皆さんに現状をお知らせすることも、この根本的な対処の一つと考えますが、同じように担当課としてこの点についてどう考えておられるのか。違法な野焼き罰則なども含め、今後の対処対策についての御見解を問います。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 9番花川議員の再質問について、町民課からお答えいたします。

野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、例外を除き全面的に禁止となっています。違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられる場合があります。また、野焼き行為が法人の業務に関するものである場合、3億円以下の罰金が科せられる場合があります。

町といたしましても、法令を遵守していただくよう、今後も繰り返し広報していきたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** はい。違法な野焼き、野外焼却の罰則の厳しさから、基本的には法律では全面禁止であることが理解できます。

例外が定められているとはいえ、適法か否かに留意しなければ個人で千万円単位、法人では億万円単位の罰金が科されるのですから、環境巡視員のパトロールはある意味、知らず知らずのうちに法に適さない野焼きをしている人のための注意喚起と言え無くもない感があります。

いずれにしても、法令遵守を旨として、担当課には広報啓発活動を徹底していただくことをお願いし、本質問を終わります。

今回、住環境の整備と暮らしの空間における衛生環境の保全に関する質問3点を行いました。いま、矢掛町は対外的には観光来町者も多く、特に街中ではさまざまなイベント等でここに光が当たっております。しかし、その陰で、まちの住民が主人公になるべき住民が不便をかこつような影の部分が漫然とあったのでは、これは我がまちが本当の意味で住みたい町とは言えないと私は考えます。賑わい創出と同時並行して、町民全体に実りあるまちづくりへと強力に御指導いただくことをお願いし、全ての質問を終わります。

（傍聴席から拍手）

**○議長（浅野 毅君）** ここでお諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで15分程度休憩いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長（浅野 毅君）** それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

それでは、8番石井信行君、お願いします。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番日本共産党の石井信行でございます。発言質問に先立って、ロシアによるウクライナへの侵略占領、それからイスラエルによるガザ地区へのジェノサイド、断固抗議して、国連加盟141か国とともに即時停戦を訴えて、通告に従って質問に入ります。

1問目、矢掛屋の事業収支報告書の修正内容についてお尋ねします。3月議会で「矢掛屋の事業収支報告書に虚偽記載、記載漏れがあるのではないかと私がお尋ねしたところ、副町長から確かにそういう報告があったということで、それを認められました。

そこでお尋ねします。矢掛屋の事業報告書の修正内容はどのようなものだったのでしょうか。お答えください。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員の矢掛屋の収支報告についての御質問に、産業観光課からお答えいたします。

ただいまの質問につきましては、株式会社矢掛屋が指定管理者として管理している矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館について、矢掛町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び賑わいのまちやかげ宿創出施設、矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館の管理に関する基本協定書に基づき提出される事業報告についてのもので回答させていただきます。

この事業報告については、令和6年3月議会で、副町長から「新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金が計上されていない」との答弁でありました。

その内容は、既に国及び町より収入していた令和2年度の賑わい創出拠点施設経営支援金、同じく令和2年度の持続化給付金、令和3年度の宿泊施設継続支援金の不算入でした。

また、経費の一部に指定管理施設以外の経費が算入していた点を、先ほど申し上げた支援金等と合わせて、株式会社矢掛屋が精査し再度事業報告の提出を受けたものです。

矢掛町としては、指定管理者としての株式会社矢掛屋の事業報告については、適正になされているものと確認しております。

今後も、条例・協定書に基づき、賑わいのまちやかげ宿創出施設の適正管理を行い、来訪者の満足度向上と再来訪者の獲得に努めていきたいと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 先ほど産業観光課長のほうからありましたその中身は、創出拠点施設の経営支援金1,000万、それから持続化給付金300万、それから宿泊施設継続支援金430万、それから指定管理施設以外の経費、これは賃借料としか出ていませんが、これらが適正になされているものと認識しているということでしたが、そのほかにも、この今のやつで1,730万を超えるんですが、雇用調整助成金で記載漏れ、これは令和元年から4年まで4年間で92人。建物の減価償却費、これは626万2,130円で

すか、これは何年間にわたっていますが、そのほかの減価償却費の過大計上など虚偽記載が収支報告書には記載されております。

副町長は3月議会で、令和4年度分について修正報告があったと言われましたが、今、産業観光課長は、令和2年度分、令和3年度分についても言われました。

そこで、この寄附金との整合性があるためにお尋ねするんですが、令和2年度、令和3年度、令和4年度分の住民法人税はいくらなのか明確にさせていただきたいというのは再質問の1点目。それから、2点目は、この寄附金があったということですが、寄附金はいつ納入されたのか、期日、日時を教えてください。3つ目、先ほど答弁の中で適正になされているという答弁でした。3月の副町長からの答弁では、この建物の減価償却などという明らかな虚偽記載や不正受給の疑念を持たれる雇用調整助成金の不記載などを「虚偽ではない。修正をして報告があった。だから基本協定第54条に該当しない」というふうに言われましたが、その理由は何か。

以上3点、再質問させていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** はい。それでは石井議員の再質問について、産業観光課からお答えいたします。

1点目、税の質問については産業観光課として把握しておりませんので、今、答えを持ち合わせておりません。よろしくお願いいたします。

それから2点目、矢掛屋からいただいた寄附金の納入日につきましては、令和6年3月28日に収入してございます。

それから3点目、整合性、協定に係る疑義につきましては、先ほど申し上げたとおり、矢掛屋が精査した再提出の事業報告書は適正に処理されており、3月議会で副町長の答弁のとおり、賑わいのまちづくり基金指定寄附金との整合は図れており、また、虚偽の記載はなく、基本協定書第54条の指定の取消及び管理業務の停止にも該当しないものと認識しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 住民法人税はいくらなのかというお尋ねにお答えがないんですが、それは産業観光課が駄目なら、ほかの課でも議長のほうから答弁をさせていただきたいです。お願いします。

（発言する者あり）

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼します。石井議員の質問の1点目で法人町民税ですが、基本的に税額の公表というのはここでは差し控えさせていただきます。またいずれにしても今手許に資料がありませんが、税額については差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** はい。3番目、もう4つになりますか。

〔8番石井信行君「まだ質問に答えていただけていないんですが」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** でも3回目になりますから御注意ください。次にいってください。

〔8番石井信行君「これが最後の質問になるんですか」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** いや、1番については。だから、2番にいってください。1番はもう3回されて

るんで。3回までいうんは、これはもう決まっておりますから。

**○8番（石井信行君）** はい。わかりました。それではお尋ねしますが、この住民法人税がいくらかっていうことが明らかにならないと寄附との整合性が取れないので、収支はいくらあつて…

**○議長（浅野 毅君）** 石井議員。今の矢掛屋の収支報告については、もう3回目。次、4回目になりますから、もう…

〔8番石井信行君「わかりました。わかりました」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** 次にいってください。

**○8番（石井信行君）** 寄附金との整合性が取れないので、その答弁には答えられないでは済まされないとということだけ発言しておきます。

**○議長（浅野 毅君）** はい。じゃあ、次お願いします。

**○8番（石井信行君）** 2つ目、かわまちづくり事業について、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** いや、2番はいいんですか？電通西日本は。

**○8番（石井信行君）** はい。電通西日本いきます。

電通西日本岡山支社が、かわまちづくり事業にも参加しておりますが、矢掛町と契約を結んでおります。電通西日本岡山支社は、登記簿に登記されておられませんし、本社の電通西日本にも登記されておられません。このような企業と矢掛町との契約は法的に有効なのでしょうか？合わせて、電通西日本岡山支社の令和5年度の実績報告では、いくら予算が執行されたことになっているのでしょうか？

以上、2点をお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。それでは、8番石井議員の電通西日本岡山支社への委託についての御質問で、前段の契約は有効かということにつきまして、私のほうからお答えさせていただき、後段につきましては建設課長がお答えしますのでよろしく願いいたします。

まず、契約は有効なのか。結論から申し上げますと、有効ということでございます。会社法第911条は、株式会社の設立の登記について定めた条文なんですけど、確かにその中に支店登記の規定がありますが、電通西日本岡山支社というのは会社法上の支店登記が必要な支店ではないということで登記はしていないという認識をいたしております。

また、町との契約についてですが、本社から岡山支社に相手方、期間を定めて、契約事項、これを委任しているという委任状が提出されておりますので、契約の相手方として問題はございません。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番石井議員の電通西日本支社への委託について、2点目の御質問でございます。予算支出額についてのお問い合わせでございましたので、建設課でかわまちづくりということで2件委託をしております。1件目が矢掛町魅力可視化促進ツール導入調査検討等委託業務といたしまして、4,103万円の支出でございます。2件目といたしまして、矢掛町周遊促進加速化委託業務といたしまして、4,433万円の支出をしております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** いま、お答えはあったんですが、私も顧問弁護士に尋ねたところ、民法上に個

人間での委任っていうのは可能なんですけど、会社法の第 49 条においては、株式会社はその本店の所在地において設立の登記をすることによって成立するとなっております。そして、第 49 条で登記事項として 11 の項目が挙げられています。この設立の目的やその趣旨とかいろんなことがあったといいますが、

これらが無いということは、株式会社電通西日本岡山支社は、株式会社電通西日本の登記簿にも登記されておりませんし、幽霊会社と言われても仕方がないと思うんです。委任のしようがない。存在しない会社に委任をすることのできるはずはありませんし、岡山支社自身が権利能力がないので、契約締結能力を有しない。

これは地方自治法施行令第 167 条によって、契約締結能力のない電通西日本岡山支社を入札に参加させた株式会社電通西日本は、今後 3 年間入札に参加できないこととなりますというアドバイスを受けました。

ですから、契約そのものが無効ですし、執行された予算を不法に払っているわけですから、返してもらわなければならないのではないかと思います。

そのような対処を今すぐ必要があるのではないかと考えますが、いかが対処なさいますか。それから、2 点目にお尋ねした実績報告は、契約全体の何パーセントの執行率なのでしょうか。2 点再質問します。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 石井議員の再質問で、契約の有効性ですが、先ほど申し上げましたとおり有効ということで認識をいたしております。

株式会社登記についてですが、当然、電通西日本株式会社は登記があります。支店登記というのは、登記が必要な支店と、支社とか営業所とかは登記が必要でないそういった営業所的なものがあります。通常、支社として登記をする必要なものについては、取締役会で決議をして、会社が支店を設置する。で、一定の条件の下でそこに権限を与える。本社から離れて活動ができる権限を与えるっていうのが支店というふうに認識をいたしております。

電通西日本の岡山支社については、そういった権限のある支店ではございません。ですから、登記がしてないというふうに理解をいたしております。で、委任ですが、委任については、岡山支社に対して本社——電通西日本が委任をしている。契約行為について、委任をしています。期限とそれから相手——矢掛町に対してのという委任事項がありますので、当然契約については有効ということになります。

繰り返しの説明になりますが、以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** はい。石井議員の再質問、支出額は契約の何パーセントかという御質問でございましたけれども、100 パーセントでございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8 番。

**○8 番（石井信行君）** 契約が有効であるということは、どうも私は納得できませんし、今後もそれを弁護士との相談でもうちょっと詰めたいと思います。

これは、どう考えても法的にやっぱり問題があると私は考えています。

次の質問に移ります。3 丁目、かわまちづくりに事業で予定されている嵐山のふもとには、可動堰という農業用水を取り取り入れるための可動堰があります。堰から流れ落ちる水の音、これは離れた所か

らもかなりの音で聞こえます。

国道を走る大型車の音、弦橋の車両による振動・騒音、それから静かでゆったりした環境とはちょっと言い難く、キャンプ宿泊地にふさわしいのかずっと疑問に思っています。

住民説明会を開いてほしいと何回か要望いたしました。やっと5月22日に説明会が開かれました。期待の声もかなりありましたが、地権者から、何の連絡もなかった。せめて事前に地権者や近隣住民に了解を取ってから説明会をすべきではなかったのか。反対というわけではないが、手順が違うのではないか。もう少し内容を詰めるべきだ。県との話し合いも付いていないようだ。一体どうなっているんだ、などの声も聞かれます。モンベルの商業を聞きに来たのではないという厳しい意見もありました。

12月に開かれたかわまちづくり協議会で、私は傍聴させていただいたんですが、協議会で出された疑問点「魚が取れなくなるのではないか」という漁業の方のお尋ねや「がけ崩れが続いているが、安全性は大丈夫なのか」「消防の出初式後の催し物ができなくなるのではないか」「国道下の施設は草に覆われているが、整備されるのかどうか」などなどでした。これらについては、今後協議会で検討していきましょうということで終わりました。

今回、それへの回答は全くなかったと私は受け止めています。他の参加者と同様に、一体どうなっているんだという思いを強くしました。

その最後のほうの発言でしたが、その地元説明会で、何でも業者任せではなく、設計したり、計画全体を立てたりできる人材を町の職員の中にやっぱり育ててほしいという建設的な意見も聞かれました。せめてもの救いと言いますか「町民の声を聞く窓口を検討したい。地元説明会を2回、3回と開いて、より良いものにしていきたい」副町長が言われたことをせめてもの説明会の成果として確認しながら、お尋ねをします。

オートキャンプ場の指定管理候補者のモンベルは、年間3,000万円の指定管理費を要求していますが、この3,000万円は固定収入であり、キャンプ地利用者がいくらになろうがその収入は変わらないのですか。お尋ねします、1点目。2点目は、キャンプサイトの利用料をいくらに設定するつもりなのか併せてお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番石井議員のかわまちづくりについて、2点御質問を頂戴いたしましたので、建設課よりお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、指定管理者の指定管理料につきましては、現在決定しておらず、今後、指定管理契約を締結する際には、議会におきまして御審議をいただき、議決後に契約することとなっております。次に、2点目でございます。キャンプサイトの利用料金につきましても、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 先ほども言いましたが、地元説明会を2回、3回と開いて、より良いものにしていきたいという、そして、町民の声を聞く窓口を検討したいと副町長のほうが公言されましたが、この約束は実行していただけますでしょうか。お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。石井議員の再質問ですが、説明会でいろんな御意見をいただいて、そういった方向で進めております。いずれにしても、かわまちづくり事業、ひとつの大きなプロジェクトとっておりますので、皆さんの意見を聞きながらより良いものに本当にしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 確約が得られたのかどうか、ちょっとはつきりしないんですが、確約を得られたものとして、次の質問に行きます。

4つ目、不登校の問題について、お尋ねします。全国的に不登校の増加傾向はかなりの速度で進んでいます。文科省の2022年度の調べですが、小・中学校で29万9,047人、高校生が6万人を超えています。合わせて36万人に近い不登校の児童生徒数が、まだ増える傾向があります。

社会の閉塞傾向に向かう中、これからの社会を作っていく子どもたちが、展望を見出だせなくて赤信号を発しているのではないかというふうには感じています。

矢掛町では、不登校の実態はどうなっているのか。また、その対策として、どのような手立てが取られているのか、お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 8番石井議員の御質問、不登校について、教育課からお答えいたします。

まず、1点目の御質問、矢掛町での不登校の実態についてですが、不登校児童生徒とは、文部科学省の調査において、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されています。

これによりますと、町内の学校では、令和5年度の不登校の人数は、小学校9人、中学校16人となっています。1年前の令和4年度では、小学校5人、中学校14人であり、いずれも増えている状況です。全国的にも不登校の人数は増加傾向にあります。

また、不登校の一つの目安として使われる出現率、これは100人当たりを基準として算出しますが、令和5年度の全国の数値が出ていないため令和4年度と比較しますと、町内の小学校は0.86、中学校は5.49となっています。全国の値は、小学校1.70、中学校5.98となっており、小学校、中学校ともに全国を下回っています。

次に、2点目の御質問、不登校対策についてですが、各校では、県が示した岡山型長期欠席・不登校対策スタンダードを基に、不登校対策担当教員を中心に早期対応・組織対応を基本に支援しています。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターひまわりの家など外部機関と連携を図り、ケース会議を開催することで情報を共有し、保護者との面談や家庭訪問を粘り強く行っております。

町では、矢掛会館の3階にひまわりの家という教育支援センターを設置しています。学校に登校しにくい小・中学生が通い、自分で決めた活動や学習を行っています。ここには専属の指導員が2名おり、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

また、矢掛小学校に登校支援員を配置しています。登校支援員は、担任や不登校対策担当教員等と連携しながら、毎日の登校支援、きめ細やかな保護者支援、別室支援等を行っています。

また、矢掛中学校には、こころの教室という自立応援室を設置しています。不登校から学校復帰への

ステップの場所としての位置付けと、不登校にならないために教室から一時避難する場所としての位置付けがあります。開設して3年が経過しましたが、生徒自身の心や家庭状況、学習能力等に課題を抱えながらも登校ができるエネルギーのある生徒にとって、心落ち着く居場所となっています。

今年度からは、自立応援室担当の教員が小学校との兼務となり、週5日のうちの1日は小学校のほうへ勤務しています。登校支援員や自立応援室やひまわりの家の取組を他校と共有するために、今年度も、不登校対策連絡協議会を開催し、矢掛町全体の不登校対策の実践力を高めていきたいと考えています。

児童生徒が不登校となる要因や直接的なきっかけはさまざまで、特定できないことも多い状況です。今後も、関係機関との連携を緊密に行い、未然防止や早期対応を意識した取組を進めていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。現場でさまざまな取組が行われて教育委員会と連絡を取りながら小・中の連絡も取りながら、子どもたちをどう健やかに育てようとし、取り組んでおられるかということは、現場の声を聞いてもよくわかるんですが、今のこころの教室で子どもたちが少し改善方向に向かってるって話を現場から伺ったんですが、小学校へ出向いている、それは小学校からの依頼があれば、これからも人を派遣していただけるのかというお尋ねを、再質問とさせていただきます。お願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 石井議員の再質問にお答えいたします。

今年度から、先ほども申し上げましたとおり、こころの教室に勤務する職員のほうは週1日は小学校のほうに出向いております。学校からの要望によりまして、そういう対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** ぜひ前向きにしていきたいというのは、中学校で、高校でも話をちょっと聞いたんですけど、小学校から不登校傾向の子どもが、中学校に行ってもやっぱり不登校傾向の子どもは、やっぱり小学校からずっと引き継いでいる場合が大半であると。それが高校へ行っても、あるいは、今度はその高校がバラバラになるといよいよわからなくなるんですけど、それが今度は引きこもりにもつながっているという点で、非常に地域のつながりの弱さっていう辺りのところが、子どもを育てるのに大きな問題を抱えているんじゃないかと思うんですが。

特に、子どもの力としてやっぱり自分は今こうなんだと、これを困っているんだ、こうしてほしいんだと言う力が育っていない。

人権、自分自身の尊厳を何とかし、自分自身でしようというそういう力が育っていない。あるいは、そのほかの人たちと違いを認めつつも一緒に手をつなごうとするそういう力が十分に育っていないのではないかと。

それをもう少し、いま、矢掛中学校は主体的な学習ということで取り組まれているようですが、それでそういうのを経験から支援しておられるようですが、そういう子どもたちの力を本当に育てていくのが現場で取り組まれているわけですけど、そういう子どもたちのその弱さをどうカバーしていくのかという辺りで、教育長のお考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 石井議員からの御指摘のとおり、子どもたちの心で感じていることをどう表現したらいいとか、そして、自主的な主体性を育む教育というのを、今現場でも模索しているところでございます。教育課といたしましては、学校教育のみならず、社会教育も含めていろんな地域の方々、そして、さまざまな関係機関の方々と連携をしながら、これからの時代を担う子どもたちをどう、そのたくましさという面も含めて主体性を育む教育をいろんなことをいろんな方々と協議しながら、工夫改善していきたいと考えております。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。質問ではありませんね。もう4回目になりますから。

**○8番（石井信行君）** はい。質問じゃありませんよ。

地域の連携というのは非常に大事だと思います。ぜひその点を引き続いて御支援をお願いしたいと思います。不登校の子どもたちを見ていると、ゲーム機、SNSの餌食になっている…

**○議長（浅野 毅君）** 石井議員。もう4回目になってますから。

[8番石井信行君「はい。まとめます。まとめを言うのはいいでしょう」と呼ぶ]

**○議長（浅野 毅君）** はい、お願いします。まとめ、お願いします。

**○8番（石井信行君）** これからの矢掛を担っていく子どもたちは、もう希望の星ですから、そういう子どもたちの将来のことを考えて、地域と連携してやっていきたい。そのことを重ねてお願いすると同時に、自分自身ができることを見つけていきたいということを申し述べて、私の質問の全てを終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、5番田中輝夫君お願いします。5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫でございます。通告に従い、2点、道路や河川の清掃・草刈りについてと高齢者免許返納者の支援強化策についての2点について、質問します。

まず1点目、道路や河川の清掃・草刈りについてですが、この件につきましては、これに関することは前回の同僚議員からも質問がありました。ですから、できるだけ重複しないような形では質問したいというふうには思っておりますが、重複した場合は御容赦いただきたいと思っております。

道路や河川ののり面の草刈り等の維持管理については、管理する道路管理者が行うのが原則であります。アダプト事業、まちピカ事業など、地域住民の協力によるところが大きいです。これも人口減少、高齢化が進み、地域によっては実施できなくなっており、これまでのように協力を得られるとは限りません。同時に怪我の発生も考えられます。作業に当たっては、より慎重になってもらうとともに、手厚い保障の必要性を感じています。

そこで1点目、アダプト事業・まちピカ事業の実施状況と怪我などに対する補償。2点目、町道の草刈りには、現行の除草方法は人の手による草刈りですが、バッテリー式草刈り機の貸出しや防草シート等の材料支給制度の創設も検討されています。コンクリート被覆や防草シート被覆はコストが掛かるので、それに比べれば持続性は低いですが、コストも低い雑草発育抑制剤をすれば、年に2回の草刈りが1回に低減できるのではないかというふうに思っております。3つ目、人口減少、高齢化が進み、今までのように地域住民の協力が得られなくなることが想定されますが、本町としてはどのように考えているのか。執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 5番田中議員の道路や河川の清掃、草刈りについて3点の御質問に対し、建設課よりお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問、アダプト事業・まちピカ事業の実施状況でございますが、アダプト事業は県事業となり詳細を把握しておりません。そのため、本町の所管事業であります、まちピカ事業についてのみお答えさせていただきます。

まず、現在の実施状況でございますが、矢掛町まちピカ応援事業は、協働のまちづくり宣言の下、町と町民、地域における各種団体及び企業等々の協働による美しいまちづくりを推進するため、平成18年度より事業実施されており、事業内容としては、認定された活動団体が町道や河川、公園の清掃を行うことに対し、補助金の交付を行っているところでございます。

令和5年度実績として活動団体は143団体で、令和4年度と比較して9団体の増加でありました。内訳といたしましては、道路では131の団体の皆さんに総延長約90キロメートル。河川型では7団体、約3キロメートル。公園型では5団体、5か所の公園で活動をしていただいております。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

次に、怪我などに対する補償に対してでございますが、活動中に事故などに遭われた際には、矢掛町町民活動総合補償制度の対象となります。詳細な保障内容については、パンフレット等で御確認いただきたいと存じますが、事故日から補償が受けれる内容となっております。

2点目の雑草発育抑制剤散布については、田中議員の御提案のように、草刈りの労力低減に一定の効果は見込める可能性もございますが、のり面保護や自然環境の観点、また、最近は犬などのペットを飼っておられる御家庭も多く、除草剤散布後に散歩中の犬が接触し事故につながるなどの危険性も危惧されます。

町としては現在のところ、さまざまな観点から雑草発育抑制剤散布について実施する予定はございません。

3点目の御質問、人口減少、高齢化等に伴う今後の対応についてでございますが、この問題につきましては、昨年度の町長と語る地域懇談会でも多くの地域で議題となり、また、3月の一般質問でも御質問を頂戴しております。その際にも答弁させていただいておりますが、今年度よりバッテリー式草刈機の貸出しや、建設課に専用相談窓口を設置するなど、速やかな対応を心掛けてまいりました。また、その旨を広報やかげにも掲載させていただいております。

今後も、活動団体の支援を積極的に行ってまいります。また、近隣の市町村との情報交換などにより、この事業の継続や支援方法について、引き続き研究してまいります。本町に参考になる事例があれば、積極的に取り入れていければというふうに事務局では考えております。

今後とも町民の皆様が活動しやすい仕組みを築いてまいりますので、引き続き御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。怪我などに対する補償については、矢掛町町民活動総合保障制度というもので対応できる、していくというふうなことですし、バッテリー式草刈機の貸出しというふうなものは既にもう実施しているというふうなことで、一歩進んでいるのかなというふうに思いました。

それから、3点目の地域住民の協力というふうなことで、これはなかなか難しいんですが、またこれからこの例で良いのがあったら参考にしていこうというふうな回答でした。

そこで、少し観点が違うかも知れませんが、質問させていただきます。先ほど言いました、高齢化が進んでいて地域住民の協力が少なくなっているとはいえ、やはり地域住民の協力は必要であります。

そこで、農道や里道の草刈り、河川や用水路の清掃管理については、まちピカ事業だけではなく多面的機能組織の活用で維持管理していくことも必要ではないかというふうに思っております。そこで、現在町内で多面的機能組織を実施している団体数及び町内の地面積の実施割合はどの程度になっているのか、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 5番田中議員の道路や河川の清掃、草刈りについての再質問に建設課よりお答えさせていただきます。

多面的機能支払交付金の活動組織の現状でございますが、令和5年度は10組織、活動面積は約340ヘクタールでございました。令和6年度は11組織、活動予定面積は364ヘクタールと、1組織24ヘクタールの増の予定でございます。

矢掛町の農地台帳に登録されている農地面積は約1,247ヘクタールでございますので、矢掛町の農地の約30パーセントについて、多面的機能支払交付金の活動組織で管理されている状態でございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。多面的機能支払交付金制度、その組織が前年より1団体増えているというふうなことを聞きましたが、まだまだ全体として将来としたり30パーセント、40パーセントというふうな形で進められるので、これからも増えていってほしいというふうには思っております。

道路などの草刈りについては、これがいいというふうな画期的な方法はなかなか見つからないのが現状ですが、高齢化が進んでおり地域住民の協力者が少なくなっていますが、やはり地区の住民の協力がが必要です。これからも地域住民が活動しやすい仕組みや充実した支援をお願いしまして、この質問は終わります。

次に、高齢者・免許返納者の支援強化策についてでございます。高齢者の運転による事故というふうなのは、たびたびニュースでも出てきます。本日もテレビを見ておりますと、84歳の方が小学1年生の子と事故をしたというふうなこともニュースに出ておりましたが、やはりこれからの問題だというふうに思っております。

そこで、本町では大都会のように頻繁なバス運行もないので、移動するには自家用車がないと買物や病院などに行くのにも困難です。免許返納した方から、移動手段に困るということをよく聞いております。高齢者運転は危険性も伴いますが、免許返納したくてもできないのが現状です。

それゆえに本町では、矢掛町地域公共交通会議を開催してさまざまな方策を検討している段階であります。

現在、ふれ愛バスの運行や買い物バスの運行事業を行っていますが、ふれ愛バス・買い物バスを利用したくても、手押し車が載せられないので利用できない。手押し車は自分たちの杖代わりであって、せめてコンパクトな手押し車は乗せられるようにできないのかというふうな声もあります。

他県では、免許返納者には、これは業者や各種団体との連携協力が必要であります、例えば灯油を1リッター何円安くすとか、預金金利を0.1パーセント上乘せすとか、タクシー料金を1割・2割引きすとかいうようなことを実施をされているところもあります。

そこで、年間の免許返納者の概数、おおよそでいいです、分かれば概数と現状の支援策及び今後の支援強化策の取組について、執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 5番田中議員の高齢者・免許返納者の支援強化策についての御質問で、免許返納者の現状の支援策について、町民課からお答えいたします。

昨年、運転免許証を返納された矢掛町の方は、井原警察署によりますと53名おられたそうです。

免許返納者の支援策ですが、岡山県警では、運転免許証を自主的に返納された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請に応じ、おかやま愛カードを即日交付しています。このカードの提示により、協賛店で商品の割引や公共交通機関の協賛車で運賃割引サービスを受けることができます。

具体的には、交通機関では、県内の主要路線バスと井原鉄道の運賃が半額、一部タクシー会社を除きますが、タクシーの運賃が1割引きとなっています。

運転免許証自主返納者の方には、ぜひこのカードを申請していただき、御利用いただきたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（片岡 崇君）** 続きまして、5番田中議員の質問に福祉介護課からお答えいたします。

高齢者や免許を自主返納されている方の現状の支援策につきましては、先ほどの町民課の回答のほか、福祉介護課では、65歳以上の高齢者につきましては、御承知のとおり地域福祉バスを運行しております。また、高齢者世帯で外出困難な方につきましては、福祉タクシーの助成制度として、1枚600円のタクシー券を住民税の課税状況に応じて、最高月4枚、年間48枚交付しております。

令和5年度からは、この福祉タクシー助成制度の対象者を拡充し、運転免許証を自主返納された方や運転免許証を持っていない方につきましても、75歳以上の方であれば、1枚600円のタクシー券を住民税の課税状況に応じ、最高月4枚、年間48枚を交付しております。この対象者拡充により、本年度5月末で480名の方が新たに利用され、高齢者や免許返納者に対する支援策の強化を図ったところです。

今後の支援策強化の取組につきましては、今年度、実証実験を予定しております定額タクシーの状況等を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい。現在の支援策を回答していただきました。その御答弁の中にありました、今年度実証実験を予定していると言われた定額タクシー運行事業の概要と実施時期等がわかれば伺います。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 5番田中議員の再質問に企画課よりお答えします。

現在、導入の準備をいたしております定額タクシーにつきましては、高齢者・免許返納者の方を含めた全町民を対象とした交通施策で、町内を指定タクシーにより移動する場合、運賃を定額にするという制度でございます。

御指摘の手押し車の件と同様に、「バス停までが遠い」「重い荷物を持って歩くことができない」というお声を聞きます。その解消手段として、ドア・トゥ・ドアであるタクシーの利用を促進することが、今後、更に高齢化が進む中で、有効な施策であると考えております。

現在、制度内容について検討を進めているところでございます。利用時間は、土日・祝日・年末年始を除く平日の午前8時から午後5時までで、利用の回数制限等を設ける予定としており、料金についてはタクシーの初乗り運賃程度を考えております。また、本制度はマイナンバーカードを利用した運用とし、今年の10月から受付を開始できるよう準備を進めているところでございます。

町民の皆様が利用しやすい制度にしていきたいと思いますと考えておりますので、御協力の程よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。免許返納者には、おかやま愛カードで協賛店での商品割引や県内の主要バス路線と井原鉄道の運賃がいくらか割安になるというふうなのが現状でした。しかし、これからは今後、本町が計画している定額タクシー事業は、他の県のタクシー運賃割引よりも一歩も二歩も進んだサービスだというふうに思います。正式に決まりましたら、また、町民への詳しい概要を説明していただきたいと思いますが、今現在ではそういうふうなことで進んでいることというだけお知らせいただきたいというふうに思っております。

高齢者、免許返納者で移動困難者などに対して、今後も支援策を実施していただきますようお願いしまして、今回の私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、7番小塚郁夫君お願いします。7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は、運動公園線の進捗状況について。2点目は、矢掛町町営住宅長寿命化計画について、順を追って質問を始めさせていただきます。

運動公園線は、令和2年度より用地買収と同時期頃、工着手も行ってきましたが、運動公園線は1か所の用地買収が難しく、本町の職員が事業進捗を進めるため幾度も所有者宅に出向き、協力を要請し、お願いしてきましたが、理解していただけず、現在弁護士に相談していると聞いています。

田植えの時期になると、地権者の方や毎日歩いている方から、工事がなかなか進んでないため「運動公園線はいつできるのか」とよく聞かれます。

運動公園線は、運動公園に町外の人が遊びに来て市街地に行くのに利便性が良く、多くの町民が開通を期待しています。

そこで3点について質問します。一 工事の再開をいつ頃から始めるのか。いつ終わるのか。現在の予定はどうなっているのか。二 隣地の地権者に工事を再開する前に連絡していただけるのか。三 共生の工場北側道路が拡張したが、歩道がないため歩道を要望しておりますが、その後の進捗状況はどうなったのか。担当課の考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の御質問、運動公園線の進捗状況について、3点御質問を頂戴いたしましたので建設課より答弁させていただきます。

答弁に先立ちまして、現在の事業の進捗状況について、御説明をさせていただきます。運動公園線は平成30年度から事業着手し、令和5年度末時点におけます事業費ベースの進捗率は92.6パーセントでございます。うぐいす橋の橋梁工事及び町道市街地外周東線の改良工事が完了しており、現在は未買収

地1筆の内、3分の2を町で取得しておりまして、本町の顧問弁護士と相談しながら分割訴訟の準備を進めているところでございます。

1点目の御質問、工事の再開時期については用地取得後、直ちに着手する予定で準備をしております。

2点目の隣地地権者の皆様への工事再開時の御連絡等でございますが、着手前には地元自治会及び関係者の皆様に対しまして説明会等を開催し、これまでの経緯を含め御説明させていただきたいと考えております。

3点目の歩道の整備につきましては、現在施工中の箇所が完成後に事業着手を予定しております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 質問の2点目、3点目は答弁どおりに進めていただければと思っておりますが、1点目の質問は用地買収後の工事の答弁ではなく、いつ頃未買収地が解消され工事がスタートし、開通はいつ頃になるのか。町民の皆様が一番気になっています。おおむねのスケジュールで結構ですので、今考えている考えを再度お伺いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の再質問に建設課より回答させていただきます。

先程、答弁させていただきましたとおり、分割訴訟に向け顧問弁護士と準備を進めているところでございますので、開通時期について断言は出来かねますが、担当課といたしましては、遅くとも令和7年度末までに開通する計画で現在進めております。御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番。

**○7番（小塚郁夫君）** いま、答弁にありましたように、7年度末までには運動公園線を開設できるように取り組んでいただくよう要望して、次の質問に入ります。

令和5年度10月現在の矢掛町町営住宅長寿命化計画で、町内における公営住宅は町営住宅122戸、特定公共賃貸住宅69戸、定住促進住宅60戸、合計251戸が整備されており、公営住宅等の入居率は全体の97.2パーセント。特定公共賃貸住宅、定住促進住宅を除く町営住宅では100パーセントであり、需要が大きいですが、町営住宅については耐用年数を経過した住宅が76パーセントもある。

特に、東町・小田の住宅は、昭和40年の建築物で既に59年が経ち、更新が必要となっております。

また、現状を見ると、老朽化、供給戸数不足など、将来的な人口減少なども考慮し、必要戸数の見直しは課題となっており、今後の地域ニーズや世代ニーズを把握、分析していく必要があると考えます。

建て替え、戸別改修、除去など計画的に行っていると思います。そこで、現在の進捗状況、今後の計画を担当課にお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の御質問、町営住宅長寿命化計画について、建設課からお答えさせていただきます。

町営住宅の現状につきましては、小塚議員より御発言がございましたので説明は割愛させていただきますが、町営住宅につきましては、新小林住宅、矢掛団地以外の住宅におきましては、対応年数を大幅に超過しているため、現在新規の入居者募集は行っておりません。

本町の町営住宅の長寿命化計画は平成28年度に策定し、計画期間を平成29年度から令和8年度まで

の10年間としております。この計画に基づき、老朽化住宅の除去及び町営住宅の建設、特定公共賃貸住宅の改修等を実施してまいりました。

しかしながら、計画策定から数年が経過し、西日本豪雨、日本各地で発生している地震や大雨などの災害対策、またコロナ禍などによるこれまでの生活スタイルや社会情勢が変化する中で、町営住宅の長寿命化計画におきましても、時代に即した計画への見直しを図る必要が生じております。

また、令和5年度より実施いたしました矢掛町民間賃貸住宅建設補助金制度などにより町内に新たに賃貸住宅は約50戸増加しております。これらの住宅は、ペットの飼育を許可するものや共働きに配慮した間取り、若い世代向けの工夫など、多様なニーズに細やかに対応した民間ならではの住宅がございます。

一方で近年、本町への町営住宅の申込み状況をみますと、60歳以上の単身者の方やひとり親世帯の方からの御相談や申込みが多い傾向がございます。

これまで、町営住宅は住宅困窮者における一般世帯用として整備してまいりましたが、新たなニーズに対応する必要があると考えており、今年度、国の補助事業であります社会資本整備総合交付金を活用して、町営住宅長寿命化計画の更新により、今後の町営住宅の整備計画を立案する予定でございます。

新たな長寿命化計画の実施時期は令和7年度からの10か年を予定しており、小塚議員も申されたとおり、今後のニーズを調査分析し、立地適正化計画などの各種事業計画との整合性を計りながらさまざまな検討を行った上で立案してまいります。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番。

**○7番（小塚郁夫君）** 答弁にもありましたように、ニーズ調査を分析をして町民の方が入りやすい、住みやすい町営住宅を考えていただくよう要望して、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日6日の午前9時30分から再開したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日6日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前11時59分 散会